警察庁の内部部局に勤務する職員の当直勤務に関する訓令

昭和39年4月6日 警察庁訓令第6号

最終改正:令和2年6月30日警察庁訓令第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察庁の内部部局に勤務する職員の宿直勤務及び日直勤務(以下「当直勤務」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(当直勤務)

- 第2条 警察庁の内部部局における当直勤務は、総合当直勤務及びその他の当 直勤務とする。
- 2 総合当直勤務は、警察庁の附属機関若しくは管区警察局、都道府県警察又はその他関係機関と警察庁の内部部局との間の事務連絡その他必要な事務連絡を総合的に処理することを主たる目的とする当直勤務とし、その他の当直勤務は、第11条に規定する当直勤務とする。

(当直員)

- 第3条 総合当直勤務は、警部又は警部補の階級にある職員2名をもつて行う。
- 2 総合当直勤務に従事する職員(以下「当直員」という。)は、次に掲げる事 務を行うことを任務とする。
- (1) 文書及び電話、伝送文書等通信の受理並びにその他必要な事務連絡
- (2) 庁舎内における火災、盗難その他の緊急事件(以下「緊急事件」という。) の応急措置

(当直責任者)

- 第4条 当直員のうち1名を当直責任者とする。
- 2 当直責任者は、他の当直員に対し当直勤務上必要な指示をすることができる。

(当直責任者及び当直員の指定)

- 第4条の2 長官官房総務課長(以下「総務課長」という。)は、毎月20日まで に官房長、各局長及び部長(以下「部局長」という。)の承認を得て、翌月の 当直責任者及び当直員を指定するものとする。
- 2 総務課長は、前項の規定により、当直責任者及び当直員を指定するに当た

つては、同一の職員の当直が月1回を超えないよう配慮しなければならない。

3 指定された当直責任者又は当直員が病気その他の理由により勤務できない ことが事前に明らかな場合は、総務課長は、部局長の承認を得て、交替者を 指定するものとする。

(緊急報告等)

- 第5条 当直員は、警察庁の付属機関もしくは管区警察局、都道府県警察また はその他関係機関からすみやかに措置することが必要と認めれる伝送文書ま たは電話による通報を受理したときは、当該通報に係る事務を主管する課(課 に準ずるものを含む。)の理事官または課長補佐(以下「連絡責任者」という。) に直ちに報告しなければならない。
- 2 当直責任者は、緊急事件を認知したときは、当直員および守衛を指揮して 直ちに応急の措置をとるとともに、連絡責任者に報告しなければならない。
- 3 連絡責任者は、前2項の規定により報告を受けたときは、すみやかに所要 の措置をとるとともに、必要があると認めるときは、上司に報告して指示を 受けなければならない。

(服務の心得)

- 第6条 当直員は、その任務を行なうに当たつては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 相互に協力し、親密な関係を保つこと。
  - (2) みだりに勤務場所を離れないこと。
  - (3) 当直日誌その他備付けの簿冊に所要の事項を記入すること。
  - (4) 引継ぎを必要とする文書等は、日直勤務に従事する当直員(以下「日直勤務員」という。)にあつては上番の宿直勤務に従事する当直員(以下「宿直勤務員」という。)に、宿直勤務員にあつては関係課庶務係または上番の日直勤務員にそれぞれ引き継ぐこと。

(勤務時間)

- 第7条 当直員の勤務時間は、次のとおりとする。
  - (1) 宿直勤務員 午後6時15分から翌日の午前9時30分まで
  - (2) 日直勤務員 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1 条第1項に規定する行政機関の休日の午前9時30分から午後6時15分まで

2 総務課長は、前項第1号の場合において、当直員の仮眠時間が、原則として、6時間を下らない時間となるよう配慮しなければならない。

(勤務場所)

第8条 当直員の勤務場所は、総合当直室とする。

(当直日誌等)

- 第9条 総合当直室には、当直日誌及び連絡責任者名簿を備えるものとする。 (報告)
- 第9条の2 当直責任者は、勤務終了後、勤務中の事務処理その他必要な事項 を当直日誌その他備付けの簿冊に整理記載して、総務課長に報告しなければ ならない。

(当直員及び勤務時間の特例)

第10条 第3条第1項及び第7条の規定にかかわらず、官房長は、必要がある と認めるときは、警察庁長官(以下「長官」という。)の承認を得て、当直員 の人数又は勤務時間を変更することができる。

(その他の当直勤務)

第11条 部局長は、必要があると認めるときは、長官の承認を得て所属の職員 に当直勤務を命ずることができる。この場合において、当該当直勤務に関し 必要な事項は、当該部局長が長官の承認を得て定めるものとする。

(補則)

第12条 この規定に定めるもののほか、総合当直勤務の実施に関し必要な細部 事項は、総務課長が部局長の承認を得て、別に定める。

附則

この訓令は、昭和39年4月10日から施行する。

附 則(昭和48年12月28日警察庁訓令第11号)

この訓令は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月23日警察庁訓令第12号)

この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則(平成4年4月17日警察庁訓令第10号)

この訓令は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成6年6月29日警察庁訓令第8号)

- この訓令は、平成6年7月1日から施行する。 附 則(平成13年1月31日警察庁訓令第2号抄)
- 1 この訓令は、平成13年2月1日から施行する。附 則(平成18年6月29日警察庁訓令第11号)(施行期日)
  - この訓令は、平成18年7月1日から施行する。 附 則(令和2年6月30日警察庁訓令第10号) この訓令は、令和2年7月1日から施行する。